

**TEPCO**

# エネルギーダイエットプラン約款

---

2022年11月1日実施

東京電力エネルギーパートナー株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

### エネルギーダイエットプラン

#### 1 対象となるお客さま

電気需給約款〔特別高圧〕（以下「需給約款（特別高圧）」といいます。）の特別高圧季節別時間帯別電力A，特別高圧季節別時間帯別電力B，特別高圧電力Aもしくは特別高圧電力Bまたは電気需給約款〔高圧〕（以下「需給約款（高圧）」といいます。）の業務用季節別時間帯別電力，高圧季節別時間帯別電力，業務用電力もしくは高圧電力の対象となる契約（以下「対象契約」といいます。）を当社と締結しているお客さまのうち，原則として当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受け，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

#### 2 料金その他の供給条件の説明等

- (1) 当社は，お客さまとエネルギーダイエットプラン（以下「本プラン」といいます。）を締結しようとする場合，電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）の交付については，電子メールを送信する方法，当社が電磁的方法その他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により，お客さまにお知らせするものとし，お客さまは，あらかじめこれを承諾していただきます。
- (2) 当社は，お客さまと本プランを締結した場合，電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付については，当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせするものとし，お客さまは，あらかじめこれを承諾していただきます。

### 3 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、料金その他の供給条件（以下「供給条件等」といいます。）を変更することがあります。この場合、変更後の供給条件等の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の供給条件等の内容を当社が適切と判断した方法により、お客さまにお知らせいたします。

なお、実施期日以後の供給条件等は、変更後の供給条件等によります。

- (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、供給条件等を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、供給条件等を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の供給条件等の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の供給条件等の内容を当社が適切と判断した方法により、お客さまにお知らせいたします。

なお、契約期間満了前であっても、実施期日以後の供給条件等は、変更後の供給条件等によります。

- (3) 本プランならびに対象契約および需給約款（特別高圧）または需給約款（高圧）（以下「約款等」といいます。）の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件等の説明、供給条件等に関する契約変更前の契約締結前交付書面（以下「契約締結前書面」といいます。）の交付および供給条件等に関する契約変更後の契約締結後交付書面（以下「契約締結後書面」といいます。）の交付を行なう場合、お客さまは、次の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。

なお、お客さまが、本プランおよび対象契約の変更にともない、契約締結後書面の交付を希望される場合には、あらかじめその旨を当社へ申し出ていただきます。

イ 供給条件等の説明および契約締結前書面の交付を行なう場合には、当社が適切と判断した方法により行ない、説明および記載を要する事項の

うち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

- ロ 契約締結後書面の交付を行なう場合には、当社が適切と判断した方法により行ない、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- ハ イまたはロにかかわらず、本プランおよび対象契約の変更が、法令の制定または改廃にともない、当然必要とされる形式的な変更その他の契約の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件等の説明および契約締結前書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを契約締結前書面を交付することなく説明することがあるほか、契約締結後書面の交付を行なわないことがあります。

#### 4 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2022年11月の検針日から2023年3月の検針日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- (4) 適用期間終了後も、1（対象となるお客さま）および3（約款等の変更）の効力は、対象契約の終了まで継続するものといたします。

#### 5 料 金

本プランを適用した対象契約の料金は、対象契約によって料金として算定された金額から、次によって算定された割引額を差し引いたものといたします。

- (1) 割引額は、1月につき次の金額といたします。

割引額＝(2)に定める割引単価×(3)に定める割引対象電力量

(2) 割引単価は、次のとおりといたします。

なお、当社は、需給状況に応じて、割引単価を引き上げることがあります。この場合、当社は、各節電対象期間の開始の日の前日までに、変更後の割引単価を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

節電対象期間	割引単価
2022年11月の検針日から2022年12月の検針日の前日までの期間	割引対象電力量1キロワット時につき5円50銭
2022年12月の検針日から2023年1月の検針日の前日までの期間	割引対象電力量1キロワット時につき5円50銭
2023年1月の検針日から2023年2月の検針日の前日までの期間	割引対象電力量1キロワット時につき5円50銭
2023年2月の検針日から2023年3月の検針日の前日までの期間	割引対象電力量1キロワット時につき5円50銭

(3) 割引対象電力量は、原則として対象契約のその1月の前年同月の使用電力量からその1月の使用電力量を差し引いた値といたします。ただし、次の場合は、割引対象電力量を算定いたしません。

イ その1月の使用電力量がその1月の前年同月の使用電力量を上回る場合

ロ その1月にまったく電気を使用しない場合

ハ その1月の間に、対象契約の電気の供給を休止し、もしくは停止し、または対象契約が消滅する場合

## 6 そ の 他

その他の事項については、対象契約および需給約款（特別高圧）または需給約款（高圧）に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この供給条件等は，2022年11月1日から実施いたします。